

建築基準法施行細則が改正されます

～ 4月1日から建築物等の定期報告、建築物の中間検査の書類等が変更されます ～

長野県

1. 改正の概要

(1) 定期報告に係る建築物等の除却等の届出

定期報告対象の建築物、建築設備を除却、廃止または使用の休止をする場合には、その旨の届出が必要となります。

また、使用を休止した建築物等の使用を再開する場合には、あらかじめ定期報告に準じた書類を添付して、その旨の届出を行う必要があります。

(2) 中間検査申請に添付が必要な書類

工事の区分毎に添付が必要な書類を定めます。複数の工事区分がある工事の場合には、それぞれの書類の添付が必要となります。

例：鉄骨の建築物の場合には一般的に鉄骨工事及び鉄筋コンクリート工事の書類添付が必要

提出添付が義務付けられる書類の例

鉄骨工事	鋼材等のミルシート 溶接部の検査報告書（外観＋超音波探傷） 鉄骨製作工場名の現場表示板の写真 合成スラブの施工状況報告書 工事現場における鉄骨工事状況報告書（柱脚部、建て方等）	鋼材等の流通経路を示す書類 高力ボルトの締付け検査報告書 溶接部検査に関する契約書（写し） 溶接部の強度試験成績書
鉄筋コンクリート工事	鉄筋等のミルシート 圧接部試験結果報告書 工事期間中に行った塩化物量測定の結果報告書 工事期間中に行った圧縮強度試験（昭56建告第1102号）の結果報告書 スリーブ工事の状況及び開口補強の施工状況報告書 地盤状況等報告書	認定証・資格証（写し）

提出が必要な書類は、細則の規定に基づき知事が別に定めることとします。

(3) コンクリート強度の上限値の撤廃

建築物の高層化等により、高強度のコンクリートの需要が高まってきている中、コンクリートは、一般的にJIS認定工場にて製造され、また、日本建築学会によるJASS5による品質管理が行なわれている実態を踏まえ、コンクリートの設計基準強度の上限を廃止します。

2. スケジュール

公布 平成20年3月31日

施行 平成20年4月1日

ただし、施行日前に確認申請を行った建築物に係る中間検査申請の添付書類は従前の様式等によります。